

# 中小企業者持続化補助金（災害支援枠）のご案内

令和 6 年能登半島地震により被害を受け、  
事業再建に取り組む中小企業者の皆様に支援します。

- ★公募開始：令和 6 年 2 月 2 8 日（水）～
- ★申請期間：令和 6 年 3 月 6 日（水）～ 4 月 1 5 日（月）
- ※次回の公募などについては追って公表いたします。

## 申請要件

### 1. 対象者要件

石川県内に主たる事業場を有する中小企業者

※ただし、小規模事業者は補助対象外  
(国の「小規模事業者持続化補助金(災害支援枠)」をご活用ください。)

### 2. 補助事業計画策定要件

早期の事業再建に向けた計画を策定していること

## 補助額・補助率

事業計画は、最寄りの商工会・商工  
会議所の確認を受けていること。

① 自社の事業用資産に損壊等の**直接的**な被害があった事業者

補助上限額 **2 0 0** 万円      補助率 **1 / 2** 以内

※一定の要件を満たす事業者のみ、定額補助あり

② 令和 6 年能登半島地震に起因して、売上げ減少の**間接的**な被害があった事業者

補助上限額 **1 0 0** 万円      補助率 **1 / 2** 以内

## 補助対象経費

<ISICO HP>

本補助事業の実施に必要な経費

➤ 機械装置等の購入、店舗改装、広告掲載、展示会出展費用 等



- 申請は、（公財）石川県産業創出支援機構で受付します。
- 公募要領に記載されている審査項目や注意事項をよく確認の上、事業計画を策定してください。

## 活用イメージ

- 策定した事業計画に基づいて実施する事業再建の取組みに必要な経費が補助対象となります。

### 事例①

※ 緑字が本補助金の対象経費

- 被災により失った椅子やテーブル、厨房機器などを新たに購入するとともに、店舗改装と合わせて新しいデザインの看板を作成。リニューアルオープンにより、集客向上をはかった。

### 事例②

- 店舗が入居していた貸しビルが全壊し、自宅の敷地で営業再開。新商品開発のほか、チラシ・フリーペーパーでの宣伝を行い、被災前の売上げまで回復。

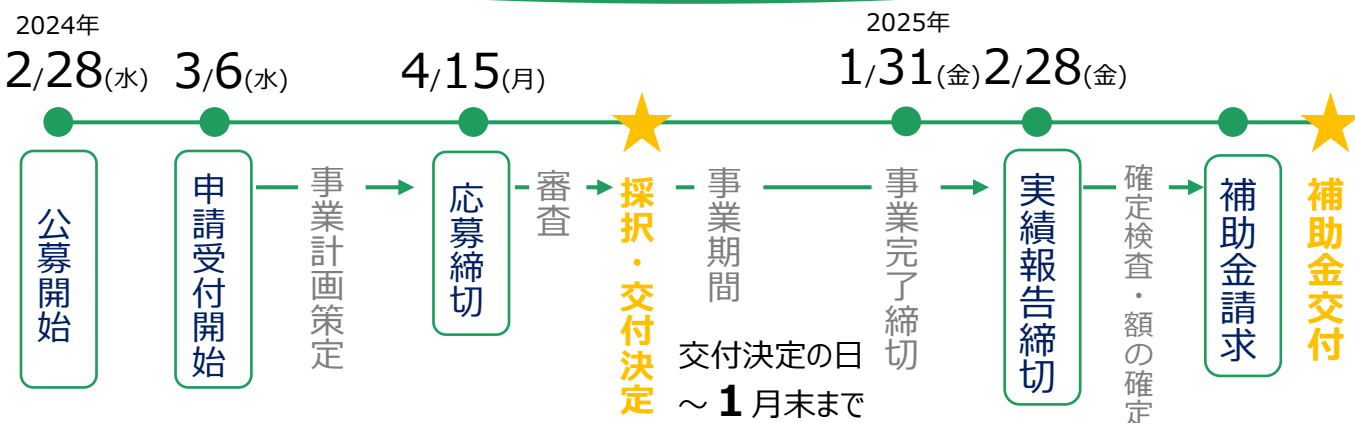
## 補助対象となる期間の特例

- 特例として令和6年1月1日の能登半島地震による災害発生以降で、交付決定の前に行われた事業に要する費用についても、適正と認められる場合には補助金の対象となります。

※「直接被害」の場合、罹災（被災）証明書、「間接被害」の場合、売上げが減少したことが分かる「認定書」が必要となります。

（いずれも自治体が発行するもの）

## スケジュール(予定)



※交付決定前に発注済みや支出済みの経費は、補助対象外です。

※補助金の支払いは、補助事業期間終了後、精算払（後払い）となります。

□ …事業者が行う手続き等

お問い合わせ

- （公財）石川県産業創出支援機構 新商品・サービス開発支援課 : 076-267-5551
- 石川県 商工労働部 経営支援課 経営支援グループ : 076-225-1525